

オープンカウンター方式による見積依頼公告

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターにおいて、下記のとおりオープンカウンター方式による見積り合わせを行います。

令和 7 年 11 月 14 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 田雑 征治

記

1 オープンカウンター方式による見積り合わせに付する事項（随意契約）

- (1) 品 名 外国雑誌（Current Biology）
- (2) 仕様・規格 別紙調達仕様書のとおり
- (3) 数 量 別紙調達仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和 9 年 2 月 26 日（金）
- (5) 納入場所 茨城県つくば市観音台 2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
- (6) 契約の保証 免除

2 見積り合わせに参加する者（以下「見積者」という。）に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の資格を有している者で、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 筑波産学連携支援センター長から、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター物品の製造契約、物品の購入契約および役務等契約指名停止等措置要領（平成 28 年 4 月 5 日付け 28 農会筑第 10 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団および警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (6) 当該物件を確実に納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (7) 別紙調達仕様書に示す事項を履行することができる者であること。

3 調達資料の交付

見積者は、次のいずれかにより調達仕様書等の調達資料について交付を受けること。

- (1) 調達ポータルよりダウンロードする。
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>)
- (2) 第 12 項記載の問い合わせ先電子メール宛に交付希望の旨を連絡すること。ただし、メールの件名には「【交付希望】【外国雑誌（Current Biology）】調達資料」と記載し、メール本文には署名等の見積者の身元を明記すること。なお原則として電子メールによる電子媒体(PDF)の交付のみとし、それ以外の方法による交付は行わない。

4 見積書の作成

- (1) 見積者は、次の事項を記入した任意の様式で見積書を作成すること。
 - ア 宛名（「支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長」とすること。）
 - イ 見積内容（品名、仕様・規格、単位、数量、単価、金額等）
 - ウ 作成日
 - エ 氏名（法人の場合はその名称又は商号および代表者氏名）
 - オ 住所
- (2) 見積書の金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。
- (3) 見積者は、見積書に関して説明を求められた場合は、それに応じること。

5 提出書類、提出期限および提出方法

- (1) 提出書類
 - ア 見積書 1 部
 - イ 資格審査結果通知書（写） 1 部（※）

※ 見積者に必要な資格を有する者で、令和 7 年度において筑波産学連携支援センターへ当該書類を提出した実績がある場合は、提出を省略することができる。
- (2) 提出期限：令和 7 年 12 月 8 日（月）午後 5 時 00 分（以下「提出期限」という。）

- (3) 提出先：〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係
(電子メール：tsukubayoudo@maff.go.jp)

(4) 提出方法

- ア 提出期限内に提出書類を封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名および見積件名を表記し、持参又は郵送により提出すること。
イ 郵送する場合は、提出期限必着とし、二重封筒とし、中封筒の表に上記の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「[外国雑誌 (Current Biology)] 見積書在中」と朱書きするものとする。
ウ 電子メールによる提出を希望する者は、事前に第12項の問い合わせ先へ連絡の上、承認を受けること。

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積書
(2) 見積に参加する資格を有しない者による見積書
(3) 記名を欠く見積書
(4) 金額を訂正した見積書
(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
(6) 同一人の見積で金額の異なる二通以上の見積書
(7) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積書

7 見積り合わせの場所および日時

- (1) 場所：〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
(2) 日時：令和7年12月9日（火）午前11時00分

8 契約予定者の決定方法

- (1) 見積り合わせにおいて、予決令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格以内の価格をもって有効な見積を行った者で、最低価格をもって見積を行った見積者を随意契約の予定者（以下「契約予定者」という。）とする。
(2) 契約予定者となるべき最低価格の見積書を提出した見積者が2人以上あるときは、次の方法で契約予定者を決定するものとする。
ア 該当の者全員での紙くじを実施のうえ、契約予定者を決定するものとする。
イ くじ引きの日程・場所は、電話等で速やかに通知する。
ウ くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3) 見積り合わせの結果は、契約予定者のみに通知する。ただし、本項(2)に該当する場合にあっては、くじ引きに参加した見積者全員へその結果を通知するものとする。

9 契約の相手方の決定および契約締結

- (1) 契約予定者を契約の相手方とする決定および契約締結は、当該契約に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。
(2) 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

10 契約条項

別紙「売買契約書（案）」のとおり

11 その他

- (1) 提出書類の作成およびその提出等に係る費用は、全て見積者が負担する。
(2) 必要に応じて、発注者は見積者に対し追加資料の提出を求める場合があるものとし、見積者はこれに従わなければならない。
(3) 使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
(4) 見積者は、見積書を提出した後にこの要領等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。
(5) 見積者は、「暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式1）」について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。
(6) 見積人は、見積書を提出した後にこの要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。
(7) その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

12 問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台 2-1-9

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

電話：029-838-7221

電子メール：tsukubayoudo@maff.go.jp

受付期間：令和 7 年 11 月 14 日（金）から令和 7 年 12 月 8 日（月）

午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（ただし、行政機関の休日を除く。）

お知らせ

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。
(<https://www.affrc.maff.go.jp/tsukuba/top/>)
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。